個人事業と法人の違い（大前提）

個人事業主の、Ａさんの場合

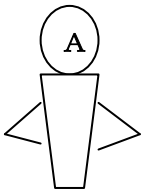

すべて、私の責任で事業をしています。
私の生活費？必要な時に、必要なだけ口座から引き出しています。
事業で得たお金は、私のお金なので。

仕事における権利も義務も、Ａさん個人のもの。

例えば、仕事用に作った銀行口座から２０万円引き出し、それを友人との旅行に使ったとしても、Ａさんはそのお金を「仕事用に作った銀行口座」に戻す必要はありません。

（**事業で得たお金　＝　私のお金**）

そのかわり、仕事のために借金をした場合、いざという時は事業主個人の財産を処分してでも借金を返さないといけません。（**すべて、私の責任。**）

自分で会社を設立した、Ｂさんの場合

社長として負う責任の範囲で事業を行い、給料をもらっています。

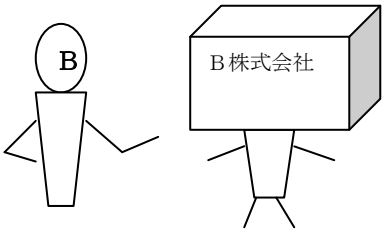

事業の責任は、会社が負います。
社長の生活費は一定額の「給料」だけ。
事業で得たお金は、会社のものですから。

仕事における権利も義務も、会社のもの。

例えば、会社名義の銀行口座から２０万円引き出し、それを友人との旅行に使ったら、Ｂさんはそのお金を「会社名義の銀行口座」に戻さないといけません。

（**事業で得たお金　＝　会社のもの**）

そのかわり、会社に借金があっても、返済はあくまで会社の資金から行います。

会社名義の借金返済に、事業主個人の財産を充てる必要はありません。(※注)

（**事業の責任は、会社。**）

(※注)社長個人が会社名義の借金の「保証人」になっている場合を除きます。

（文書更新日；H26/7/29　作成者；永岡税理士事務所）